

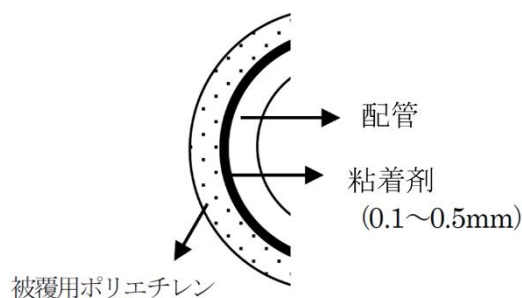
資料3 地下埋設配管の塗覆装及びコーティング

ポリエチレン被覆鋼管（告示第3条の2……JIS G 3469）

口径 15A～90A の配管にポリエチレンを 1.5mm 厚さで被覆したもの

粘着材はゴム、アスファルト系及び樹脂を主成分としたもの

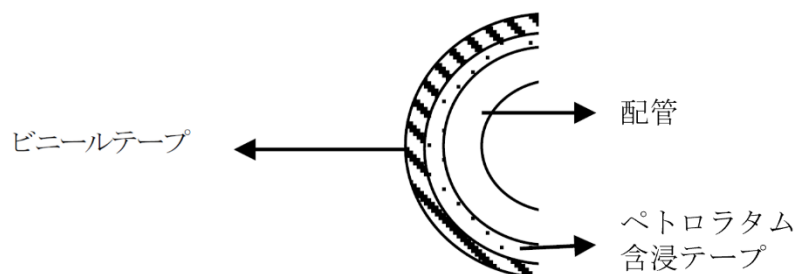
被覆用ポリエチレンはエチレンを主体とした重合体で微量の滑剤、酸化防止剤を加えたもの



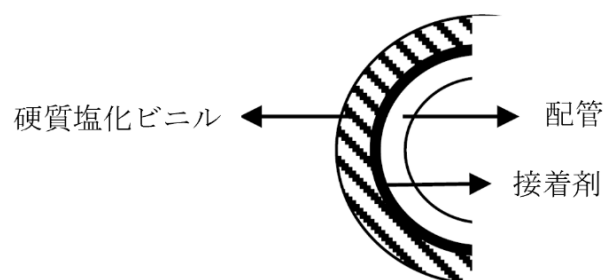
2 告示第3条第1号及び第2号後段、第22条第1項第1号及び第2号後段に規定するこれと同等以上の防食効果を有するものは、次によること。

(1) ペトロラタム含浸テープ被覆は、配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ 2.2mm 以上となるように密着して巻きつけ、その上に接着性ビニールテープで 0.4mm 以上巻きつけ保護したもの。

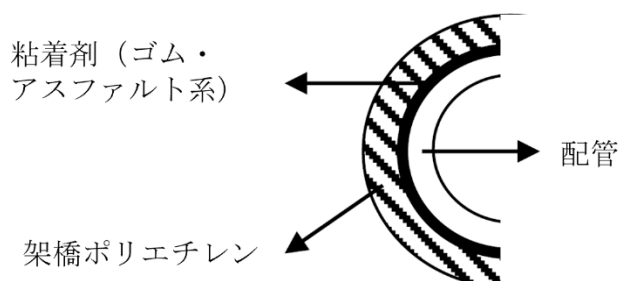
(S54. 3. 12 消防危第 27 号質疑)



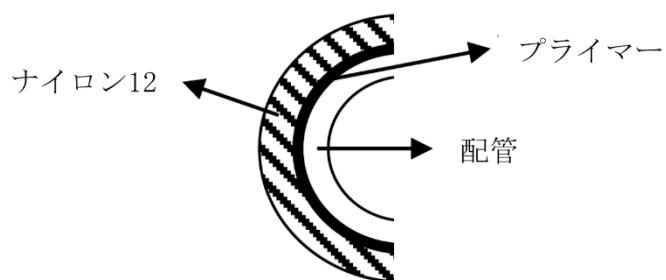
(2) 硬質塩化ビニルライニング鋼管は、配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に厚さ 1.6mm 以上の硬質塩化ビニルを被覆したもの。(S53. 5. 25 消防危第 69 号質疑)



(3) ポリエチレン熱収縮チューブは、架橋ポリエチレンを外層材とし、その内側にゴム・アスファルト系の粘着材を塗布したチューブを配管に被覆した後、バーナー等の加熱器具で加熱し、2.5mm 以上の厚さで均一に収縮密着したもの。(S55. 4. 10 消防危第 49 号質疑)



- (4) ナイロン 12 樹脂被覆銅管は、配管にプライマーを塗布し、さらにナイロン 12 を 0.6mm の厚さで粉体塗装したもの。(S58. 11. 14 消防危第 115 号質疑)



- (5) 塗覆装材として、ウイング W-5 及びポリエステルスパンボンドを厚さ 2mm に施工した場合、告示で定める、これと同等以上の防食効果を有するものとは認められない。
(S58. 12. 23 消防危第 140 号質疑)